

保険・年金 フォーカス

英国の保険監督体制の変更

—2013年4月、新監督体制発足—

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

英国では1997年以降、金融サービス機構（Financial Service Authority、F S A）による銀行、保険会社などの金融機関に対する監督が行われてきた（F S Aは政府機関ではなく会社形態であり、運営は監督対象業者からの手数料で賄われる）。

経済・金融政策全般の立案を行う財務省（HM Treasury）、中央銀行として金融安定に取り組むイングランド銀行（Bank of England）と合わせた三者による金融機関に対する監督は、三元監督体制（tripartite system）と称されている。

2010年5月の労働党から保守党・自由民主党への政権交代以降、米国サブプライムローン問題に端を発した2007年の英国でのノーザン・ロック銀行の取り付け騒ぎ・国有化等の金融危機への反省から、金融監督体制の改革が指向され、2010年6月16日、オズボーン財務大臣がロンドン市長公邸での演説〔Mansion House Speech。財務相などが年1回、ロンドン市長公邸（Mansion House）で金融関係者等に対し英国の経済状態などを発表するもの〕で金融監督体制の改革の概要を発表した。

金融サービス機構の根拠法は、2001年に施行された2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）であるが、新たに制定された2012年金融サービス法（Financial Service Act 2012）に基づき、金融サービス機構は廃止され、健全性規制機構（Prudential Regulatory Authority、P R A）、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、F C A）が2013年4月に発足する。

2—金融監督体制変更の概要

1 | これまでの経緯

2010年6月16日のオズボーン財務大臣のMansion House Speechの後、2010年7月26日、財務省による第1回諮問書「金融監督体制への新たなアプローチに関する諮問書—判断・焦点と安定性—」

[Consultation Paper (CP)、A new approach to financial regulation : judgement , focus and stability]、2011年2月17日の第2回諮問書「金融監督体制への新たなアプローチに関する諮問書—より強固なシステムの組成—」[Consultation Paper (CP)、A new approach to financial regulation : building a stronger system]を経て、2011年6月15日、オズボーン財務大臣の2回目となるMansion House Speechでは、「三元監督体制の失敗は、たまたま不運な金融危機が続けざまに発生したことが原因ではなく、監督体制そのものが根本原因であった」とされた。

翌日の2011年6月16日、財務省により、白書(white paper)と法改正案(draft Bill)として、「金融監督体制への新たなアプローチ—改革への青写真—」(A new approach to financial regulation : the blueprint for reform)が、2011年6月20日、イングランド銀行と金融サービス機構共同での「イングランド銀行、健全性規制機構—保険会社への監督のアプローチ—」(Bank of England , Prudential Regulatory Authority —Our approach to insurance supervision)が発出され、金融サービス機構を廃止し、金融政策委員会(Financial Policy Committee、FPC)をイングランド銀行内に設置するとともに、イングランド銀行の子会社である健全性規制機構と金融行動監視機構を創設するといった方針が打ち出された。

2 | 金融政策委員会

金融政策委員会は、イングランド銀行理事会の下部委員会として、イングランド銀行総裁、副総裁(うち1名は健全性規制機構最高責任者を兼務)や、金融行動監視機構最高責任者、イングランド銀行総裁が指名する者、財務大臣が指名する者などを構成員とし、金融の安定性確保に関するイングランド銀行による任務達成に貢献しなければならないとされている。

具体的には、英国の金融システムの弾力性を保護・向上させる観点から、金融システムに関するリスク(systemic risk)を認識・監視し、そのリスクを除去・減少させるための具体的行動を取らなければならないとされている。

金融システムに関するリスクとは、「金融市場の構造上の課題または金融部門内でのリスクの分散に起因する金融システムに関するリスク」と、「容認できないレベルのレバレッジ(leverage)、負債(debt)または与信の増加(credit grows)」と規定されている。

3 | 健全性規制機構

健全性規制機構は、イングランド銀行総裁である議長、イングランド銀行健全性担当副総裁である最高責任者、金融行動監視機構最高責任者などをメンバーとする取締役会のもと、金融機関の許認可権を有し、認可した金融機関の安定性と健全性を確保するために、認可した金融機関が、英国の金融システム安定に対し一切悪影響を与えないようにその事業を運営するよう指導することに努め、万一、認可した金融機関が英国の金融システム安定に対する悪影響をもたらす失態を演じた場合でも、その影響を最小限にするように努めることとされている。

なお、2011年2月17日の第2回諮問書への回答において、健全性監督機構の規制対象となる約2,000社を超える会社のうち約半数を占める保険会社の有するリスクと、銀行の有するリスクとは相違しているとの意見が多数を占めたことから、健全性規制機構について「一般的目標」(general

objective) 条項に加え特に「保険に対する目標」(insurance objective) 条項が設けられており、健全性規制機構は金融の安定性確保という「一般的目標」と、保険契約者保護という「保険に対する目標」を矛盾なく、最も適切な方法で達成するよう努めるべきと規定している。

4 | 金融行動監視機構

金融行動監視機構については、2012年金融サービス法においても、「現在、金融サービス機構と称されている法人は、金融行動監視機構と称する法人に改称する」とされており、金融サービス機構の後身となっている。

金融行動監視機構には、財務大臣が任命した議長および最高責任者、イングランド銀行健全性担当副総裁である健全性規制機構最高責任者などをメンバーとする取締役会のもと、「戦略上の目標」(strategic objective、関連する市場が機能発揮すること)と矛盾しないことと、「運営上の目標」(operational objectives) を促進することが要請されており、「運営上の目標」に重点が置かれているものと考えられる。

金融行動監視機構の「運営上の目標」は、

- ①消費者を保護する目標
- ②公正性 (integrity) の目標
- ③競争の目標

の3点である。

消費者を保護する目標とは、投資その他の取引の種類により、リスクの程度は異なること、消費者ごとに経験と知識の程度は異なること、消費者が適時に助言および正確な情報を得る必要性、消費者が自己の決定について責任を負うべきとの一般原則や、消費者金融教育を担当する消費者金融教育機構 (consumer financial education body) が提供した情報、金融ADR機関である金融オンブズマンサービス (FOS、Financial Ombudsman Service) が提供した情報などを考慮した、適切な水準での消費者の保護の確保である。

公正性の目標とは、英国の金融システムの公正性の確保、増進、金融犯罪(financial crime)の防止、市場における不正行為の防止や、金融市場における価格形成過程の透明性確保などとされている。

競争の目標とは、消費者のための金融機関の競争の促進などを指す。

3—おわりに

英国においては、金融危機への対応を強化する観点から、金融機関の健全性を監督する組織と、消費者保護などの一般的な監督を行う組織が分離され、人的構成も含め、監督機関の間の緊密な連携が打ち出された。

根拠法である2012年金融サービス法は、2012年12月19日に女王の裁可を受け成立したが、同法第122条で大部分の施行時期は財務省の政令に委任され、2013年2月26日付政令で新組織の発足は2013年4月1日とされている。

1998年に発足した日本の金融監督庁(2000年から金融庁)は、英国の金融サービス機構がモデルであるとされており、英国での金融監督体制の変更は、今後、ひとつの参考事例となるものと考えられよう。

【参考文献】

「英国 金融監督体制の抜本的見直し案を公表」（2011年2月23日）、預金保険機構ホームページ
(<http://www.dic.go.jp/>)

竹内康恭「欧州における金融規制・監督制度改革の動向－システミックリスクの視点から－」『生命保険経営』第79巻第5号、2011年9月

西方茂晃「英国における新しい保険監督について」『生命保険経営』第80巻第1号、2012年1月
英国金融サービス機構ホームページ (<http://www.fsa.gov.uk/>)

英国財務省ホームページ (<http://www.hm-treasury.gov.uk/>)